

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の背景と目的

本市は、都市の将来像、土地利用や都市施設などの基本的な方針を示す都市計画マスタープランにおいて、目指す将来都市構造を「集約連携型都市構造」としています。

人口減少や高齢化が進行すると、より少ない生産年齢人口で都市機能を維持し、都市活動や都市経済を支えていくことが求められます。そのため、生活に必要な各種サービスが効率的に提供できるよう、これらの機能を一定の地域に集約することで「まとまり」をつくり、交通や情報ネットワークによって「まとまり」同士を結ぶ「つながり」をつくる都市構造を目指しています。

また、「集約連携型都市構造」を支える総合的な交通体系を構築するために、「静岡市総合交通計画」を2016年4月に改定しました。この計画では、2012年に実施したパーソントリップ調査^{※1}の結果をもとに、将来の交通問題を整理しました。2035年には、全体の移動の総数は減少しますが、75歳以上の移動は増加し、特に高齢化や人口減少が進んでいる中山間地域の交通量は、著しく減少すると推計しています。このような移動需要に関するデータを整理した上で、公共交通分野、交通環境分野、道路分野の目標と目標を達成するための施策を示しています。

そして、「静岡市総合交通計画」の公共交通分野における短期実施計画として「静岡市地域公共交通網形成計画」を2019年3月に策定し、鉄道や路線バス、タクシーなどの交通事業者が運行する公共交通それぞれの特徴を踏まえた効率的なネットワークを構築するとともに、利便増進施策等を実施することで、公共交通の利用促進を図ってきました。

しかし、近年、更なる公共交通利用者の減少や運転士不足の深刻化などが、公共交通を主に担ってきた交通事業者の経営に大きな影響を与えており、交通事業者のみで公共交通を維持することは困難な状況となっています。市民が安心して住み続けていくために、人口減少に伴う地域ごとの公共交通に対する需要の変化をとらえ、新しい技術を活用した、最適な公共交通サービスを考えるなど、社会状況に対応した持続可能な交通体系を作りあげていくことが必要です。

また、公共交通はまちづくりと密接に関連します。本市は、政令市で最も厳しい水準の人口減少率や増加傾向が続く空き家数などの課題がある一方、中心市街地に商店街が維持されているなどの強みを持っています。このまちの強みを活かし、課題を克服するため新しい公共交通ネットワークの構築を進めることが必要です。

以上を踏まえ、2024年度に計画期間が満了した「静岡市地域公共交通網形成計画」に換え、「静岡市地域公共交通計画」を策定します。なお地域公共交通計画の根拠法令^{※2}も2020年11月に呼称を含め改正されました。

本計画は、国が「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」^{※3}に掲げる「輸送資源の総動員」や「地域公共交通再構築（リ・デザイン）」の考え方を取り入れ、今後のまちづくりと連携し、深刻化する運転士不足や人口減少に伴う移動需要の変化に対応するため、新たな担い手の確保やこれからの交通体系の構築について、利用者を含めた地域の関係者が連携・協働し、社会全体の力で公共交通の利便性・持続可能性・生産性を高めていくための短期実施計画です。

※1 パーソントリップ調査 調査対象区域内に居住する人を対象に、「どのような人が、どのような目的で、どこからどこへ、どのような交通手段で」移動しているかを調査する実態調査。本市では次回調査を2025年度から2028年度で予定。

※2 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」

※3 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針 地域公共交通の活性化及び再生の意義・目標や、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（2007年法律第59号）に関する基本的な事項等を定めるもの。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」第5条に規定される法定計画です。上位計画である「第4次静岡市総合計画」や「静岡市都市計画マスタープラン」、「静岡市総合交通計画」と整合・連携を図ります。

また、本計画は「静岡市都市計画マスタープラン」に示す都市の将来像を実現する「静岡市立地適正化計画」と密接に連携するとともに、「静岡市総合交通計画」の公共交通分野の方針と目標を具現化するものです。

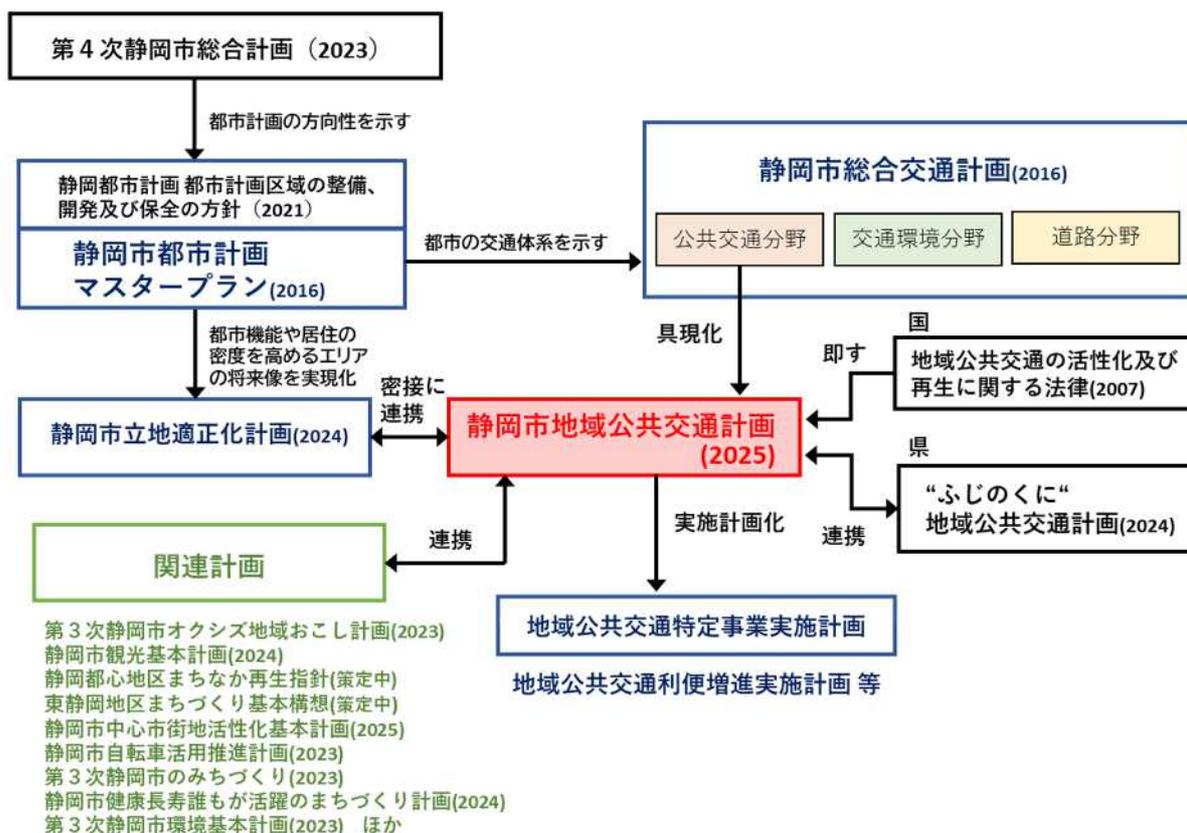


図1- 1 上位・関連計画との関係性

1-3 上位計画・関連計画の整理

① 第4次静岡市総合計画（2023年3月）

【概要】長期的な視野に立って静岡市のまちづくりの方向性を示すもので、市政運営の最も基本となる計画。

【計画期間】2023年度～2030年度

【将来像、目標】世界に輝く静岡

② 静岡市都市計画マスタープラン（2016年3月）

【概要】都市計画法第18条の2に基づいて、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設の配置方針等を明らかにした、基本的な方針を示すもの。

【計画期間】2016年度～2035年度

【将来像、目標】将来都市構造「集約連携型都市構造」

③ 静岡市総合交通計画（2016年4月）

【概要】人口減少や高齢社会の進展による社会情勢の変化に加え、都市交通体系の複雑化などに対応するため、将来の目指す都市構造やまちづくりの方針を踏まえた総合的な都市交通体系の再構築が急務となったことを受けて、集約連携型都市構造を支える総合的な交通体系を構築するため、「静岡市総合交通計画」を改定した。

【計画期間】2016年度～2035年度

【将来像、目標】「集約連携型都市構造」をささえる総合的な交通体系の構築

④ 静岡市立地適正化計画（2019年3月、2024年3月改定）

【概要】2014年8月に都市再生特別措置法が改正され、医療・福祉・商業等の生活サービスを提供する都市機能や居住機能をゆるやかに誘導するとともに、公共交通と連携し、「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりを目指す「立地適正化計画」制度が創設された。本計画では、医療・福祉・商業等の各種サービスの効率的提供を図るために都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」と、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの持続的な確保を図るために居住を誘導する「居住誘導区域」を定める。

【計画期間】2019年度～2035年度

【将来像、目標】「集約連携型都市構造」の実現に向けたコンパクトなまちづくりの推進

⑤ “ふじのくに”地域公共交通計画(2024年3月)

【概要】静岡県は2022年7月に「静岡県地域公共交通活性化協議会」を設置し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、昨今の技術革新などを取り込むとともに、地域の多様な輸送資源の最大限の活用や住民共助による移動手段確保の取組などにより、持続可能な社会を支える利便性の高い公共交通サービスを提供するために、「“ふじのくに”地域公共交通計画」を策定した。

【計画期間】2024年度～2028年度

【将来像、目標】”ふじのくに”デジタル田園都市

1-4 計画の区域

計画の区域は、静岡市内全域とします。

1-5 計画の期間

本計画は、第4次静岡市総合計画と合わせ、2025年度から2030年度までの6年間の計画とします。

ただし、上位計画の見直しや関連する大きな制度改正等、社会情勢の変化があった際は、必要に応じて計画の見直しを行います。

<計画期間>

